

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

| | 指名停止措置業者名 | 住所 | 備考 |
|---|-----------|-----------------|----------|
| ① | 株式会社内田工業 | 茨城県小美玉市倉数 869-1 | 2-007832 |

2. 指名停止措置期間

令和3年6月18日 から 令和4年6月17日 まで 12か月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事等

4. 事実概要

(株)内田工業の使用人が、小美玉市職員に賄賂を供与したとして、令和3年5月31日、贈賄の容疑で茨城県警に逮捕された。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2第2号(2)に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2(抜粋)

| 措置要件 | 期間 |
|---|-----------------------------|
| (贈賄) 2 次の(1)、(2)に掲げる者が茨城県内の公共機関の職員(本市職員を除く。)に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) (略) (2) 使用人 | 逮捕又は公訴を知った日から 12月以上15月以内 |